

平成14年度環境物品等の調達実績の概要

環 境 省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、平成14年度環境物品等の調達実績の概要をとりまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1 平成14年度の経緯

平成14年度については、平成14年4月1日に環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、物品等の調達については別表－1、公共工事については別表－2のとおりである。

（1）目標達成状況等

調達方針においては、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて100%を調達目標としていたところであるが、フォーム用紙等3品目については目標に達しなかった。

（2）判断の基準を満足しない物品等

判断の基準を満足する物品等が調達できなかったのは、主に物品の仕様を満たす製品が製造されていない等のため入手できなかった、あるいは機能・性能上の必要性から判断の基準を満足しない製品を入手した場合であった。

また、コピー機等OA機器の一部の継続使用機種については、判断基準を満足しないものがあった。

（3）判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

制服・作業服については、調達方針において、再生PET樹脂の割合が基本方針の判断の基準より高い50%以上使用されている製品を選択することとしていたが、再生ポリエステル50%以上の製品を調達することができた。

（4）設備

太陽光発電システム、太陽熱利用システム、生ゴミ処理機とも調達目標を達成した。

(5) 公共工事

公共工事については、使用される資機材が多様なことから目標値を設定していないが、目標のたて方については、今後実績の把握を進める中で検討することとしている。
平成14年度実績では、土砂、混合セメントにおいて適用品の使用率が低かった。

(6) 役務（省エネルギー診断）

環境研修センター（現 環境調査研修所）において省エネルギー診断を実施したところ、改修工事による省エネルギー改善効果は比較的低いが、研修スケジュールの調整など運用面での改善効果は大きいという試算結果を得た。

3 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

腕章及び帽子については、調達目標どおりの調達を実施できた。再生トナーカートリッジについては、ほぼ調達目標値を達成できたものの、地域的に再生トナーカートリッジの入手が困難なところが見られた。

ラベルライターについては、付属品の選択に当たり、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努めた。

4 その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身がグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入等に際しては、できるだけ簡易な包装とすること及び低公害車の利用に努めることを働きかけた。

また、調査等の請負業務の仕様書には、納入する報告書は基本方針に定める判断の基準を満たすものとするよう明記した。

5 平成14年度調達実績に関する評価

平成14年度の調達においては、おおむね調達方針に定めた目標を達成したが、一部の品目については目標達成ができなかった。平成15年度以降の調達においては、グリーン購入の趣旨を各調達主体にさらに徹底するとともに、従来以上に判断の基準より高い水準を満足する物品等の調達に努めていくこととする。